

# 第19回農業委員会総会議事録

令和元年7月8日(月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第71号から第73号)  
日程第4 議事(議案第66号から第69号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

出 席 委 員 ( 2 5 人 )

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
9 番	石庭 文男	10 番	舟木 康眞
11 番	帯刀 眞理子	12 番	土合 正夫
13 番	山本 克伸	14 番	森 敏朗
15 番	進藤 久司	16 番	宮下 勉
17 番	村上 利之	18 番	山谷 孝芳
19 番	佐伯 瑞穂	20 番	樋上 豊
21 番	明石 茂	22 番	堀 正
23 番	水上 幸雄	24 番	齊藤 高志
25 番	大垣 秀雄		

欠 席 委 員 なし

## 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第 71 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第 72 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について  
報告第 73 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
- 議案第 66 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 67 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第 68 号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について  
議案第 69 号 農用地利用集積計画の決定について

### 事務のために出席した事務局職員

#### 射水市農業委員会事務局

事務局長	福井 有希夫	副主幹	西尾 哲
主 査	青木 克憲	主 任	吉田 大樹

#### 射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

### 会議の概要

開会時刻 午後1時54分

#### 議長（舟木会長）

ただいまから、第19回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。  
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

#### 議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「20番 樋上委員」「21番 明石委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

#### 会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。  
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第71号の説明）

議長（舟木会長）

報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第72号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第72号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理に  
ついて議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第73号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第73号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第66号説明・表決)

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第66号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の4ページをご覧ください。

今回は5件ございます。

【議案第66号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

松山委員

4番の件について、譲受人の耕作面積が0㎡となっているが、住所地の〇〇に農地を持っているのか。

事務局（青木）

農地は所有していない。今後、〇〇の構成員になると聞いている。

議長（舟木会長）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第66号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第66号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第67号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第67号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書5ページの議案第67号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第67号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については山本委員より説明をお願いします。

山本委員

議案第67号の1番について説明します。

申請人は〇〇市内の農事組合法人です。

現在、法人としての農機具置場は所有しておらず、元理事をしていた方の物置を借りていますが、手狭なため農機具が入りきらず別の農地等にも一時保管している状態です。このたび物置を返還することになり、新たに当法人の農機具置場の確保が必要となりました。

検討したところ、今回の申請地に隣接する倉庫は現在使用されておらず、その土地の所有者に倉庫とともに申請地を譲ってもらうことで承諾を得られたため、転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（舟木会長）

2番については宮下委員より説明をお願いします。

宮下委員

議案第67号の2番について説明します。

申請人は〇〇市内で妻と子、両親とともに暮らしています。

昨年子供が生まれ手狭となっていることや老後の両親の世話をするため、候補地を検討したところ、実家に隣接する祖母が所有の申請地で建築するこ

とで承諾を得られたため、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

堀委員

2番の件について、〇〇については、報告第73号のときと申請人の名前が異なるのはどうしてか。

事務局（青木）

所有権は〇〇氏に移っているが、中間管理の書類上は〇〇氏の名前が残っていたため、名前が異なっている。

議長（舟木会長）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第67号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第67号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第68号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第68号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について議題としてお諮りします。

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。



事務局（青木）

【議案第68号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

宮下委員

この議案は、裁判所関連の案件なのか。

事務局（青木）

公売物件を取得するために必要な証明書を交付するための案件です。

議長（舟木会長）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。  
議案第68号農地等の公売に関する買受適格証明書の交付についてを原案どおり適格と認め、また、当該買受適格証明書の交付を受けたものが買受人となり、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。  
よって、議案第68号農地等の公売に関する買受適格証明書の交付については、願出どおり交付することに可決されました。

（議案第69号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第69号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。  
議案第69号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。  
よって、議案第69号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。  
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。  
以上をもって第19回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時56分

## その他報告事項

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

農業委員会視察研修会について

- ・実施予定日 令和元年7月9日（火）～7月10日（水）
- ・視察先 ○○（○○県○○市）  
○○（○○県○○市）

- 〇〇（〇〇県〇〇市）
- ・ 集合場所 大島分庁舎
  - ・ 出発時間 午前 8 時 3 0 分

富山県農業施策に関する政策提案活動について

農業委員会活動記録簿（平成 3 1 年 4 月～令和元年 6 月分）について

のぼり旗の配布

次回開催場所と時刻について

- ・ 開催日 8 月 6 日（火）午後 2 時から
- ・ 会 場 大島分庁舎大会議室

配布資料

- ・ 令和元年度経営基盤強化研修会開催要領
- ・ 農地中間管理事業リーフレット

第十九回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和元年七月九日  
至 令和元年七月三十一日